

■狭山市新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援・相談窓口

【個人向け】

2022年4月1日現在

○助成金・支援金・補助金・給付金

名称	内容	支援対象	課税/非課税	連絡先	備考
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	基準日(2021年12月10日)時点で狭山市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税が非課税である世帯またはこれに相当する世帯に、1世帯あたり10万円を給付します。【国】	(1)住民税非課税世帯 (2)家計急変世帯 ※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯は対象外	非課税	狭山市非課税世帯等臨時特別給付金プロジェクトチーム 電話:04-2953-1111(内線7022)	
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金/休業支援金・給付金の仕組みによる直接申請	労働局からの小学校休業等対応助成金活用の働きかけに事業主が応じない場合に、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みにより労働者が直接申請することが可能です。【国】	小学校休業等対応助成金の制度に該当するが、事業主がそれに応じない被用者	非課税	小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口 電話:048-600-6210 受付時間:月曜日から金曜日8時30分から17時15分	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナの影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賞金(休業手当)を受けることができなかった方に対し、支給します。休業前の1日当たり平均金額(上限11,000円)×80%×(各月の日数-就労した又は労働者の事情で休んだ日数)【国】	2021年4月から2022年9月までの間に、事業主の指示により休業した被用者	非課税	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話:0120-221-276 受付時間:月曜日から金曜日8時30分から20時/土日祝日8時30分から17時15分	
国民健康保険の傷病手当金	感染もしくは感染の疑いにより労務に服することができず、給与収入を得られない場合に傷病手当金を支給します。【市】	国民健康保険に加入している被用者	非課税	狭山市保険年金課国民健康保険担当 電話:04-2953-1111(内線1051)	申請にあたっては、事業者や医療機関が記入する書類が必要となります。
新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金	総合支援資金の再貸付が終了したなどにより貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給します。【国】	緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、収入、金融資産、就労要件を満たす方	非課税	狭山市福祉政策課トータルサポート推進室 電話:04-2953-1111(内線1010)	

※ これらの給付金、手当金等については、税金はかかりません。  
※ これらの給付金、手当金等については、1回限りの支給となります。

○貸付・融資

名称	内容	支援対象	連絡先	備考
緊急小口資金の特例貸付	休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が必要な方に対する特例貸付です。【その他】	収入減により生活費等に困っている方	狭山市社会福祉協議会 電話:04-2956-7665	
総合支援資金の特例貸付	収入の減少や失業などにより、日常生活の維持が困難な方に対する特例貸付です。【その他】	収入減により生活費等に困っている方	狭山市社会福祉協議会 電話:04-2956-7665	
学生の“学びの支援”緊急パッケージ	アルバイト代が大幅に減収した学生等や家計急変世帯に対して、奨学金の給付、貸付、授業料等の減免や返還を支援する緊急対応措置です。【国】	大学・短期大学・大学院・高等専門学校及び専門学校等の学生	○各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口 ○日本学生支援機構 奨学金相談センター 電話:0570-666-301(月曜日～金曜日、9時～20時) ※土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。	申込み制度により期限や対象者等が異なるため、ご不明な点は各連絡先に問い合わせをお願いします。

○料金・税金等の納付の猶予・減免など

名称	内容	支援対象	連絡先	備考
国民健康保険税の減免	収入等の減少により、国民健康保険税を納付することが困難になったときは、申請により保険税の減免が受けられる場合があります。【市】	納税義務者	狭山市保険年金課国民健康保険担当 電話:04-2953-1111(内線1053)	減免の申請にあたっては、収入が確認できる書類等が必要となります。
介護保険料の徴収猶予・減免	収入等の減少により、介護保険料を納付することが困難になったときは、申請により保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。【市】	被保険者	狭山市長寿安心課管理・保険料担当 電話:04-2953-1111(内線1551)	減免の申請にあたっては、収入が確認できる書類等が必要となります。
後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免	収入等の減少により、後期高齢者医療保険料を納付することが困難になったときは、申請により保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。【その他】	被保険者	狭山市保険年金課後期高齢者医療担当 電話:04-2953-1111(内線1574)	減免の申請にあたっては、収入が確認できる書類等が必要となります。
国民年金保険料の免除、納付猶予	失業や事業の休廃止に至らない場合でも、令和2年2月以降の収入の減少により当年中の所得見込額が一定基準以下になれば、国民年金保険料の免除等が受けられる場合があります。【市】	国民年金被保険者	所沢年金事務所 電話:04-2998-0170 狭山市保険年金課国民年金担当 電話:04-2953-1111(内線1055)	臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより申請が可能です。
国民年金保険料の学生納付特例	学生証等の発行が遅延している場合は、申請書の備考欄に「学生証発行遅延のため後日送付」と記入して、申請書をご提出ください。また、臨時休校措置が終了したら、学生証の両面コピーまたは在学証明書速やかにご提出願います。【市】	国民年金被保険者	所沢年金事務所 電話:04-2998-0170 狭山市保険年金課国民年金担当 電話:04-2953-1111(内線1055)	
水道料金・下水道使用料の支払猶予	水道料金・下水道使用料のお支払いが困難な方の支払猶予の相談を受付します。【市】	上下水道使用者	狭山市上下水道お客様サービスセンター 電話:04-2999-6077	

○住宅に関する支援

名称	内容	支援対象	連絡先	備考
市営住宅入居者の家賃減免	市営住宅入居者で、収入が著しく減少したときは、申請により家賃が減額になる場合があります。【市】	市営住宅入居者	狭山市住宅営繕課 電話:04-2953-1111(内線2234)	減免の申請にあたっては、収入が確認できる書類等が必要となります。
一時的な住居の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇などにより、住宅の退去を余儀なくされる方を対象とし、市営住宅の一時提供を行います。【市】	狭山市に住所があり、解雇や雇止めなどにより、現に居住している住宅からの退去を余儀なくされた方	狭山市住宅営繕課 電話:04-2953-1111(内線2234)	
生活困窮者住居確保給付金	休業や失業などにより収入の減少があり、家賃の支払いに困っている方に支給します。【その他】	収入減により家賃の支払いに困っている方	狭山市社会福祉協議会 電話:04-2956-7669	

○相談窓口

名称	内容	支援対象	連絡先	備考
消費者トラブルなどの相談窓口	新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等に関する相談を受付します。【市】	消費者トラブルにあわれた方・心配な方	狭山市消費生活センター 電話:04-2954-7799 9時30分から12時、13時から16時 消費者ホットライン(局番なしの188)	
DV相談+(プラス)	配偶者等からの暴力(DV)でお悩みの方に対応するため、24時間電話相談(通話無料)、SNS相談、メール相談、外国語(10か国程度)での相談を受付します。【国】	配偶者等からの暴力(DV)にお悩みの方	DV相談+(プラス)(内閣府男女共同参画局) 電話:0120-279-889	
外国語での感染症拡大防止相談	県内在住外国人の不安解消と地域の感染拡大防止のため、11か国語での相談を受付します。【県】	県内在住の外国人	外国人総合相談センター埼玉 電話:048-711-3025	
人権相談	不当な差別、偏見、いじめ等に関する相談を受付します。【国】	不当な差別や偏見・いじめにお悩みの方	みんなの人権110番 電話:0570-003-110 平日8時30分から17時15分	